

佐賀県告示第 216 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定により、平成 29 年 9 月 12 日佐賀県告示第 536 号で指定した形質変更時要届出区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成 30 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
唐津市二夕子一丁目 117 番の一部及び 124 番 1 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項に定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シアン化合物、水銀及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 1 の形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去